

平成20年7月8日

	部局名	企画部
件名	青少年保護育成のための環境浄化に関する条例に基づく有害刃物類の緊急指定について	
経緯	平成20年6月8日(日)に東京・秋葉原で発生した殺傷事件において使用された両刃ナイフ(ダガーナイフ)について、人体に危害を及ぼすおそれがある形状を有するものであり、18歳未満の青少年に所持させることは、その健全な育成を阻害するものと認められることから、青少年保護育成のための環境浄化に関する条例に基づき「有害刃物類」として緊急に指定する。	
内容	<p>青少年への販売等を禁止するため、青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(以下「条例」という)第5条の3の規定に基づき、青少年に有害な刃物類として7月10日付で緊急指定する。</p> <p>今回新たに有害刃物類に指定するナイフ</p> <p>「ダガーナイフ(通称)」</p> <p>鑄(しのぎ:刀身中央の稜線部分)を中心として左右が対称の両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの。</p> <p>指定する理由</p> <p>この刃物は、形状、構造が人体に危害を及ぼすおそれがあるものであり、18歳未満の青少年に所持させることは、その健全な育成を阻害するおそれがあると認められるため。</p> <p>過去の刃物類の指定状況</p> <p>バタフライナイフ(通称)【指定年月日:平成10年3月6日】</p> <p>指定の効果</p> <p>何人も、このナイフを18歳未満の青少年に販売し、頒布し、交換し、贈与し、又は貸し付けすることが禁止される。(違反者は30万円以下の罰金)</p> <p>他の刃物類の指定</p> <p>他の危険性のある刃物類について、山梨県における刃物類の流通状況や青少年による刃物類の所持実態等を把握するとともに、今後予定されている「刀剣類の販売規制」を盛り込んだ銃刀法改正(秋の臨時国会に改正案提出予定)の動向を踏まえ、社会福祉審議会の意見を聴きながら、有害刃物類への指定について検討していく。</p>	

【問い合わせ先】

企画部県民室青少年課

いしあい

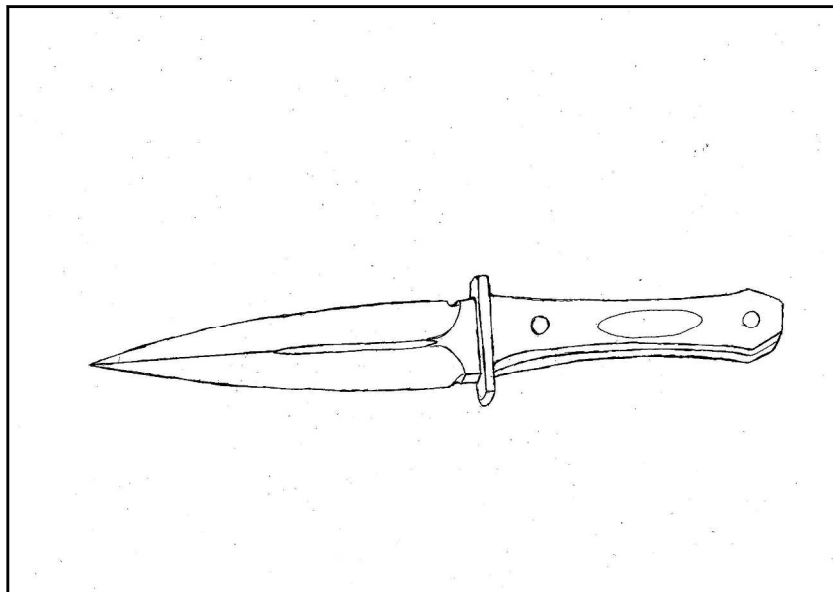
石合

(直通)055-223-1356

(県庁内線)1603

指定する刃物類（詳細）**「ダガーナイフ（通称）」**

「ダガー」は英語で「短剣」を意味する。ダガーナイフは細めの両刃で、切りつけるより刺したり投げ付けたりするのに適している。過去に欧米で決闘用として使われたほか、狩猟で獲物にとどめを刺すためにも用いられ「ギャンブラーナイフ」とも呼ばれる。テレビゲームにも武器として登場する。刃の長さが15 cm以上のものは銃刀法で刀剣類に該当する場合があります、許可なく所持することが禁じられ、6 cmを超すと正当な理由なしに携帯することが禁じられる。

**指定背景**

日常の道具と異なり、元来武器としてつくられ、その機能を色濃く残し、使用の仕方によっては重大な結果を引き起こすばかりでなく、所持することでそういった使用を心理的に駆り立てる危険性を持つことが考えられる。

既に有害刃物類の指定をした他府県の販売業者が、販売規制のない山梨県内において青少年に販売する可能性も皆無ではない。

山梨県においても、刃物取扱店で陳列・販売しており、今回の事件により社会的に認知度が上がったことから、青少年が興味本位で購入してしまうのを防がなければならない。

銃刀法における販売規制が始まるまでに時間がかかる（秋の臨時国会に改正案を提出する見込み）ことから、短期間でも青少年が購入できる状況を放置すべきではない。

県内の販売状況

県内での陳列・販売等が確認されている。

指定後の取り組み

指定された有害刃物類についての情報を、小・中・高等学校、市町村青少年対策本部に周知・啓発を行う。

刃物類販売店に対して、青少年への販売禁止、並びに罰則についての説明をし、条例遵守を呼びかける。

他都道府県の状況

事件前から指定済（ 7 ） 福島・栃木・奈良・広島・山口・福岡・鹿児島
事件後指定

[緊急]（ 7 ） 京都・兵庫・和歌山・島根・高知・愛知・長崎

[審議会]（ 4 ） 群馬・福井・石川・岡山

指定予定（ 9 ） 北海道・宮城・山形・東京・滋賀・三重・鳥取
・徳島・沖縄

指定を検討中（ 10 ） 青森・秋田・茨城・埼玉・千葉・富山・岐阜・
香川・愛媛・大分

指定予定なし（ 8 ） 岩手・神奈川・新潟・静岡・大阪・佐賀・熊本
・宮崎

条例なし（ 1 ） 長野

青少年保護育成条例（抜粋）

（有害図書類の取扱制限）

第5条

1～3 （省略）

4 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ山梨県社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

5 知事は、第3項の規定による指定をしたときは、速やかに必要な事項を告示しなければならない。

6・7 （省略）

（有害刃物類及び有害がん具類の取扱制限等）

第5条の3 何人も、刃物類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の適用を受ける刃物類を除く。以下次項において同じ。）又はがん具類の形状、構造又は機能が、青少年の性的感情を刺激し、又は人体に危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを青少年に所持させ、又は見せ、若しくは触らせないようにしなければならない。

2 知事は、形状、構造又は機能が著しく青少年の性的感情を刺激し、又は人体に危害を及ぼすおそれがあると認める刃物類又はがん具類を有害刃物類又は有害がん具類として、指定することができる。

3 第5条第4項及び第5項の規定は、前項の場合に準用する。

4 （省略）

5 何人も、第2項の規定により指定された刃物類若しくはがん具類又は前項に規定するがん具類（以下「有害がん具類等」という。）を青少年に販売し、頒布し、交換し、贈与し、又は貸し付けてはならない。

【有害刃物類に関する解説】

第5条の3における有害刃物類の規定は、人体に危害を及ぼすおそれがある刃物類を青少年に所持させたり、見せたり、触らせたりさせないため、一般社会人を対象とした訓示規定であると同時に、第2項以下で人体に危害を及ぼすおそれがあると認められるものを有害刃物類として指定し、販売等を規制するものである。

なお、指定に当たっては、山梨県社会福祉審議会の意見を聴いて行う個別指定方式とすると定めている。ただし、内容等から青少年への影響が懸念され、緊急に指定することが必要であると認めるときは、山梨県社会福祉審議会に諮らずに指定できる。

1 第1項関係

刃物類については、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）によって一定規格以上は所持及び携帯が禁止されているが、それ以外のものは、販売店で自由に売られており、青少年でも自由に購入できる状態にある。

これらの中には人を殺傷し得るような危険なものもある。こうした青少年に危険を及ぼし、あるいは青少年の健全育成を阻害するおそれがある刃物類を青少年に所持等させないようにするため、一般社会人を対象にした訓示規定である。

「人体に危害をおよぼすおそれがある」とは、青少年が用いることによって、人の生命、身体に危害を及ぼすおそれがあることをいう。

例えば、刃物類の中には、銃砲刀剣所持等取締法の対象とならないまでも、カッターナイフ、包丁などの日常の道具と異なり、元来武器としてつくられ、その機能を色濃く残し、使用の仕方によっては、重大な結果を引き起こすばかりでなく、所持することでそういった使用を心理的に駆り立てる危険性を持つものもあることから、社会通念から判断し、そういった特徴を持つものはこれに当たると考えられる。

2 第2、3項関係

有害刃物類の個別指定方式の要件を定めたものである。「個別指定方式」とは、刃物類のうち「人体に危害を及ぼすおそれがあるもの」を知事が山梨県社会福祉審議会に諮問し、その答申を得た上で、個々に有害性や指定の必要性を判断して、有害刃物類として指定する方法（個別指定）である。ただし、内容等から時を置かず指定し、必要な措置をとらなければ青少年に影響を及ぼすような緊急を要する場合は、審議会の意見を聴かずに指定することができる。

3 第5項関係

第2項に規定する個別指定方式で有害刃物類と指定されたものを青少年に販売、頒布又は貸し付けすることを禁止した規定である。

「何人」とは、刃物類の販売又は貸し付けを業とするか否かにかかわらず県内に在住、来訪する者すべてをいうもので、有害指定のされた刃物類について単純所持を超えて、青少年に販売、頒布、交換、贈与、又は貸し付けをする行為を禁じたものである。

【罰 則】

第5項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金（第16条第5項第3号参照）

関係法令（携帯禁止）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）

（定義）

第2条

2 この法律において「刀剣類」とは、刃渡15センチメートル以上の刀、剣、やり及びなぎなた並びにあいくち及び45度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ（刃渡り5.5センチメートル以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であつてみねの先端部が丸みを帯び、かつ、みねの上における切先から直線で1センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して60度以上の角度で交わるものを除く。）をいう。

（刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止）

第22条 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが、6センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。ただし、内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが8センチメートル以下のはさみ若

しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものについては、この限りでない。

(模造刀剣類の携帯の禁止)

第22条の4 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、模造刀剣類(金属で作られ、かつ、刀剣類に著しく類似する形態を有するもので内閣府令で定めるものをいう。)を携帯してはならない。

軽犯罪法(昭和23年法律第39号)

第1条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

(2) 正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他の人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者